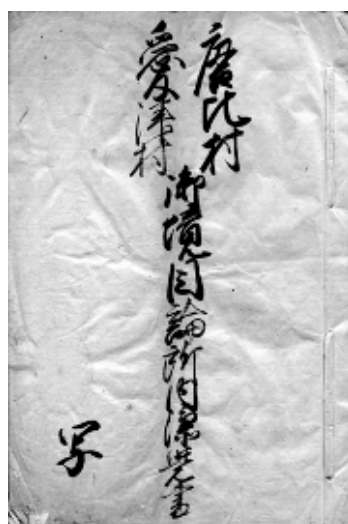


世界は様々な国々で繋がっており、それぞれの主義主張がある中で、国境問題は各地で起こっている。しかしながら、様々な思惑により何れの問題も解決した感がない。解決しようとしているのかいないのか、先が見えない状況が多いと感じる。

この日本が小さな国々に分かれていた近世という時代、国同士が隣接しており、当然国境の問題が生じている。ここ迄が自分の国ですよと主張しても、隣の国がいやそこは違うここだ、と言えば争いとなり、現実的な問題から、何とかこの国境の問題を解決しなければいけないというのは皆々の共通認識だったと考える。

我が諫早は近世では佐賀藩に属しており、大配分地として諫早家が統治していた。この諫早の隣国は、北西は大村藩、西は長崎御領、東は島原藩、北東側は親藩の佐賀藩という位置である。この頃の境は川の真ん中、山の尾根等がそうであったが、それぞれに境を示す印があった。通常は「杭木」や「石塚」であり、これが朽ちたり崩壊すると修理をして継続使用する様にしていった。土砂崩れが起きて境がわからなくなっても、両藩の境役人が話し合っつて、藩境を確認しつつ人夫を出して修理し、お互いに合意をとっていた。それらを一つ一つ藩役所に届出て、記録を録っている。

先日、偶然にも古書店で「唐比村愛津村御境目論所内濟覺書」という古文書を手にし購入した。これは、古文書の表題にある様に、両村



で起った領境問題で合意を得た際の覚書（安永八年十月十八日）である。但し、購入した古文書は、「写」となっていて、書写した人物名の記載はなかったので誰がいつの時代に写したのかはわからない。

また、覚書である為締結した人たちの名前の記載はあるが、通常名前の下にある「印」の文字がない。また、「改訂増補森山町郷土誌」の資料の中に「写」ではない古文書の写真が全文掲載されているが、こちらも「印」がない。どういうことかは不明であるが、この文章と今回入手した文章は同じことから、郷土誌と出どころは同じであると考えられる。異なるところは、合字類、筆跡と購入した古文書には「別紙」の領境の絵図が付属していたことである。また、諫早日記の十月二十七日の条に記載してある「為取替証文之事」が、この覚書にも記載してある。但し、日記には冒頭の国名が「佐嘉領分肥前國高来郡（中略）嶋原領同國同郡（以下略）」となっているが、覚書は「嶋原領分肥前國高来郡（中略）佐嘉領同國同郡（以下略）」となっており、微妙に異なる。また、覚書の日付が十月十八日となっており、諫早日記記載の九日前の日付である。以上のことからもしかしたら、覚書は下書きの一種な

のかも知れない。

今回は、この覚書に至るまでのプロセスを諫早日記(諫早での記録)から拾い読みし、改めて交渉の矢面に立っていた御境方の苦勞を明らかにしていきたいと考える。覚書を読んだ際には、諫早側の主張と島原側の主張とを記載することで、それぞれの立場と思いを記載しようと考えたが、島原側の資料を見つけた事ができなかったため、一方的なものになるが、その辺りは了承願いたいと思う。

佐賀藩・諫早領と周辺藩との領境争い

近世で諫早の領境に関して以下纏める。諫早日記には細かく領境問題について日付ごとに記録があるので、もっと分析が必要だが、今回はその当時の状況を掲載する事が趣旨であるため、要約のみとする。

○天正年間(1573～1591)

大村と伊佐早との間で本明川の分水嶺である赤水付近で紛争があったが、決着つかず。(資料なし、口伝のみ)

○元禄十六年(1703)

森山杉谷村と愛津村川筋で諫早側が新地を築こうとした事による紛争。この時は、新地は築かず、そのまま問題は立ち消え。

○正徳四年(1714)～享保三年(1718)

森山村前海に漁業のための柵を建てたことにより、島原領山田村庄

屋敷から抗議があった。柵を古来から建てていて新たに建てたわけでは無いことを諫早側が主張しているが、島原側もそれなら柵を建て始めお互いに柵を壊しあって、決着がつかない。お互いに全く歩み寄りが無い状態で、結局は未解決のまま立ち消え

○寛政元年(1789)

島原領山田村の漁船が諫早領の太田尾沖まで出漁してくるのでどうしたらいいかと佐賀へ報告したことに始まる。此時は諫早側から山田村に申し合わせて、諫早側に出漁しないことで合意した。

○安政六年(1859)

有明海三島のうちの島原領大島近くの潟に鯨が一頭打ち上げられ、この鯨をいち早く島原領の漁民が大島の浜に引き上げようとしていたことによる。結局は等分するのが筋であるということを通して、領境問題には発展せず。

○安永六年(1777)頃～寛政五年(1793)

諫早領矢上村の前海の東望から戸石村の前海あたりは戸石村の漁場として魚を採っていたが、最近御領網場から漁師が出て来て漁をしていく事が多くなり、人数も頻度も多くなって来た。咎めると引き下がらなくなってきたため網場の方へ申し入れをしたことから始まる。最初は佐賀藩と網場との問題であったが、網場側が長崎代官に訴え、長崎奉行懸となつて、問題が大きくなっていく。その中で、代官も奉行所も内々での合意(内濟)で済ませる様に指示し、佐賀藩側もなんとか内濟で済ませようとして、妥協案を出して交渉

していくが、網場側の主張は変わらず、主張が通らなければ江戸へ直訴するというばかり。係争中は領海は禁漁となっていたが、戸石側も網場側もその指示を無視して漁をして、奉行所よりお咎めがでる。これにより奉行所が考えた判決を受け入れざるを得なくなり、両側とも納得し決着した。

○寛政十一年(1799)～寛政十二年(1800)

佐賀藩諫早津水と大村藩溝陸との争い。最終的に内々での合意(内濟)で決着

以上の様に、全ての東西北方面において領境問題は起きており、特に河川海洋関係での問題が多い。海洋問題は特に、網場との領境問題が起きた際に長崎代官が述べた、「海は陸と違って領境の印を建てるわけにはいかない」ということから、領境が明確にならず問題が大きくなる傾向がある。また、当時の領境問題で主張されるのが、「昔からこうだった」、「あいつがこうだった」という口伝であり、過去問題となった際のお互いにやり取りした証文の存在が重要であった。証文では不始末や無調法となった場合、非を認めた場合には、相手方に誤り(謝り)証文を出すのが普通で、それも後々の証拠となった。諫早内で領境問題が起きると、現場の村役である庄屋や境役、目附等から直ぐに諫早や佐賀の境役や目附に報告が行き、佐賀諫早から直ぐに状況を確認しに来て、役の者が問題解決に奔走するようになっていた。

漁境問題の発生と覚書に至るまでの経緯

諫早日記の安永八年九月一日の条に以下の記事が見られる。

「先達而 上御境方役所へ相達有之候嶋原領愛津村与御私領唐比村与去々年境相論候贈答書附差出候様申来差登候処右本書等可差出旨今又申達有之候二付而今般差登候」

二年前にも愛津村と唐比村で領境問題があり、その時の遣り取り書類が領境方役所へ届いておらず、催促している。領境問題でこの書類や証文等は重要であるので、催促するには意味があるが、この後の文章でそれが記録されている。

「此節唐比村御境役へ申達候由ハ先日日田御(ママ)御代官所手代中村彦八郎与中人唐比村被罷通候節右村へ差出候駕籠之者江彦八郎へ尋申候ハ唐比村与愛津村与境木申論候儀者無之哉与申候二付成程其通之段申答候(中略)右御境筋石碑之元江彦八郎二而候哉嶋原役人二候哉七八人罷出見分有之候旨手覚書公文内蔵之允持出相達候二付則御側差登候尤右贈答此節扣無之候条御用相澄候半者被差返候様御役方江も被申達候様申越候事」

日田代官手代中村彦八郎が唐比を通りかかった際に、駕籠掻きに領境問題があるかと聞いている。駕籠掻きは、「ある」と返答し、その後、実際に領境石の所へ向かい、中村彦八郎が実地見聞をしている。しかし、その時に諫早側は立ち会っていないので詳細がどうなっているか

理解出来ていない。彦八郎は、一般的な話として尋ねている可能性もあるが、代官所が出張って来ているのに、佐賀側には同所に於ける過去の領境問題での関係書類がなく、慌てて情報を得ようとしている事を読み取る事が出来る。この時代、係争で自分たちの主張が通らない場合は、代官所に訴え出る事例が時に存在する。前述の網場の係争が二年前の安永六年位に始まっていて、長崎代官に訴えられている。また、所謂諫早一揆でも日田代官に訴え出ており、代官所へ訴えることは弱者が江戸幕府を通して問題解決を図ろうとする時の常套手段の様である。この当日、諫早御境方の公文内蔵之允、西山与兵衛、江口右馬佐は状況を確認するために活動を開始している。因みに発端の日田代官手代が何故唐比を通過していたのであろうか。この頃の日田代官は、明和四年(1766)に代官から西国筋代官に格上げされ、知行地も増加している。江戸中期の日田代官は、物成の割合を上げ、日田商人へ物成と廻米を預ける管理システムを構築したため、特権商人としての日田商人はお金と土地を集める事で大きく成長する。発展した日田商人は日田金を元に近隣の大名への貸金を行なっている。特に福岡藩は日田金に頼り切りになり幕末には日田商人に台所を握られる程である。また、日田代官の手代は民間からの雇用であり、この中村彦八郎の素性までは不明であるが、あるいは日田商人の関係者かもしれない(日田商人に中村家はない)。但し、島原藩も佐賀藩も日田商人から金は借りていない。よって今回諫早の唐比を通過している理由は不明であるが、日田から筑後川を通過して有明海に出て、島原に上陸した後長

崎に向かっていたことが一つの可能性として推測できる。日記中に「役中」の文字があるので、個人的ではなく公的な行動と考える。九月七日の諫早日記には「論所(係争地)」の言葉がこの件で初めて確認出来、九月七日の条には、

「拾ヶ年以前御境二付申事有之候節愛津村境役太右衛門方差出候誤證本書一紙差出候」

とあり、日田代官手代に指摘される十年以上前(実は二十年前で、記録間違い)から同地が係争場所であったが、前回は愛津村の無調法によるものだったために謝罪文書(誤り証文)だけで済んだ事が書かれている。また、二年前の文書は九月十日に見えられた。

この後、佐賀から、日田代官の中村彦八郎が「内濟(ないさい)内々での問題解決」を打診していて、藩としても「内濟」で進めるとの結論になった。過去の記録からも領境問題は、佐賀諫早、長崎代官、長崎奉行所も同様の問題はまず内濟にて解決を図ろうとしており、今回も前例通りの考え方であった。九月十六日には佐賀藩御境役の石橋三右衛門が諫早に来るとの連絡があっているが、同時期に起こっている網場との領境問題の方には、同役の高岸助十が担当(全てではない)しており、また、日記では諫早島原との交渉をしている記録中には高岸の名前がないことから、主担当を分けて業務を行ない合意を得て証文を取り交わす等の重要な際には、両名連盟で参加していたと考えられる。後年の資料になるが、文久二年(1862)の「外様御側諸役系圖 全」(肥前鍋島分限帳(1994)に掲載)によると佐賀藩の御境役は侍三人

となっていて、「内請役附より一名兼務実質」と記載されているので、この二名にて佐賀藩御境役の主要業務を受け持っていたものと考えられる。

九月十九日の日記には、諫早境方の宇野権右衛門と江口右馬佐が相談して、

「此御方御境役者勿論唐比境役百姓共も内濟之儀得与落着仕候上印形を取借又御家来頭立候人唐比江も御立會之上印形等有之候様仕之段被申権右衛門勘案之處」

と記載があり、佐賀諫早境役、唐比境役と庄屋、百姓達が「内濟」に合意した場合に書類が作成され押印を受けるという流れで良いかどうか話し合われていて、既に「内濟」の方向性が決まっている様である。そして、早くも二十一日に「申渡」が「堅紙」（正式文書）にて発せられ、「御間柄与申隣端已来及争論候而者不叶義二付右之通致内濟候通被仰付」と「内濟」決定、さらに「後々年二到り右御境筋聊無相違相守村中何も能服仕萬端穩便之旨を以可令熟談候」と、村中の者に取り決めに理解させ遵守させる様にとの指示となっている。この様に素早く処置内容が決まっているのは、後述するが九月二十一日に島原藩主が朝九時に長崎を発って矢上を通って帰国、佐賀藩主と諫早領主は同じ日の朝九時に長崎を発って午後矢上入りしている。同じ時に長崎に滞在しており、長崎で打ち合わせはなかったか(日記に記載は無い)、その日に「申渡」が出されていて可能性が指摘される。続けて「覚」（堅紙）、「内濟之覚」（折紙・略式文書）が出されている。この内濟之

覚には、今回購入した覚書に付属した絵図(後載)にある通り、すでに具体的な内容の記載がある。「領境石から下の松山道分岐点まで直線を縄を引いてこの途中に塚二箇所を立てる。分岐点にはお互いに石を一つづつ埋めて目印とする。過去の証文類は全て取り戻し、もらった証文も全て返すこと。」となっている。この日迄の諫早日記には、「吟味」との言葉はあったが、具体的な処置までは記載がなかった。問題が多いので手慣れたものであるのだろうか。これ以降「内濟」に向かって進み出す。佐賀藩境方石橋三右衛門から香田助兵衛への言葉が記録されており、

「此節何連唐比罷越致見分内濟之方二相決罷歸候依之唐比村百姓中とも相集印形為致候ヶ程迄ニハ及不申候得共松葉取ニも参申儀ニ候又候哉何角申争候而者不相叶隣端之儀ニ付而ハ双方熟談不仕候而ハ不相叶百姓中も古来方之所を以申儀ニ候得共其節者嶋原よりも前々之儀を申立義ニ候然節ハ内濟不相調御六ツヶ敷と申隣端之儀ニ而氣之毒ニ候依之傍ニ石方見渡中央ニ曲尺當海邊道境之中墨ニ印を立今度境相極見分罷歸候ニ付而者存所も無之候半ハ印形相整候様被申達候ニ付得其意候猶又百姓中無違乱相守候通可申付旨致會釈候處三右衛門方被申候ハ右ハ未決定之儀ニ而無之我々見分之儀ニ候猶御吟味之上相極嶋原役人江立會之上相極候由被申候事」

ここでは、石橋三右衛門の考え方が書かれていて、過去の領境争いの内容から見れば、これは佐賀藩共通の考え方である様である。「お互いに過去のことに拘って主張ばかりしては、どうしようもない。

現在の松平島原藩は安永三年(1782)からであり(その前の松平島原藩は、1638～1747)、それ以前の事を主張しても相手方は理解出来ず先に進まない。隣同士の藩でありお互いに良く考えて「内濟」とする。現地調査をしっかりと実施し熟考して問題なければ百姓連中を説得してしっかりと守らせる。今の時点では島原からの同意は得られていないので、島原側の役人と立ち会って決めなければいけない。」

十月に入って具体的に島原役人との合意文書取り交わし場所の準備をどのようにするか、ということに打ち合わせの重点が置かれていく。場所については領境近くの「仮屋」とあり、覚書には「西野方」とあるが具体的な場所は特定出来ない。仮屋の周辺に張る御紋付幕は安勝寺から借用し御紋付指挑灯を掲げる。接待では提げ鈴(お銚子)、重箱を一組にして、正式の場を使用する小角(三寸四方の小さな折敷)に料理を盛り付け、吸い物はどうするか、何皿ぐらい出すのか、酒は何がいいか、書類を入れる塗り文箱や帛紗(ふくさ)の準備等々具体的に石橋三右衛門と公文内蔵之允が話し合っていて決めている。その他、誰が話し合いの場に出席するのか、合意文書取り交わし場所には誰が出席するのか等々も議題に上がっている。その中で面白いのは、この最終打ち合わせの前の段階で数度となく打ち合わせが行われている様であるが、何れの場にも大庄屋の勝良慶右衛門は不参加であった。九月二十一日に申渡が出た時不在で、押印したのは名代の弥左衛門である。理由として「別御用隙入りニ付」となっていて、網場の方の領境問題で忙しかったのかも知れない。そこで、「大庄屋者如何可致哉作

り大庄屋罷出候通可仕哉申談候處作り大庄屋罷出方可然候夫共何連本ン大庄屋も参候様被申候由之事」と書かれており、大庄屋の代理を立てるかどうかも話し合われているが結果的に最終合意(内證)時に本物が居れば良いということに決まった。

余談

先に一部記載したが、この九月は諫早領では大変忙しい時期の様である。諫早日記によれば、九月一日には、長崎奉行柘植長門守が長崎へ下向の為永昌宿から矢上を通って長崎へ入っている。九月十五日には佐賀藩主鍋島治茂公が朝五ツ半(午前九時)に佐賀を発って夜諫早到着。この際、諫早領主茂図(兵庫)公も一緒に伴って来た。九月二十一日には島原藩主の松平飛騨守が朝五ツ(午前八時)に矢上で休憩し五ツ半(午前九時)に有喜の方へ向かって帰国している。有喜筋を通ったとの記載があるがその後の動向の記載はない。千々石目筋であれば、当該「論所」の目の前を通っている筈である。同日大村信濃守純鎮公が朝六ツ(午前十時)に矢上で休憩し大村に帰っていった。また同日佐賀藩主が朝五ツ(午前八時)に長崎を発って九ツ半(午後一時)に矢上で休憩し暮六ツ(午後六時)に諫早屋敷に到着し、香田助兵衛の応対を受けている。九月二十二日には佐賀藩主と茂図公は朝五ツ半(午前九時)に屋敷を発って湯江を通って佐賀に向かい、岡口の堪忍場にて香田助兵衛が応対している。とどのつまり、藩主領主共に、当問題が発覚した際

には諫早に居り、当該問題に対して対応が早かったと考える。また、先に書いたが、二十一日に嶋原藩主、佐賀藩主、諫早領主の関係者トップ三名が長崎から矢上に移動しており、若しかしたら佐賀側と島原側の話が合ったかもしれないと考えるのは、考えすぎであろうか。

最終合意

覚書によれば取り交わし日付が十月十八日となっているが、日記の十月十八日に領境問題の結果は書かれていない。結果は翌日の十九日の条に記載がある。十七日に島原側と話し合って、十八日朝から正式な話し合いを予定したが、天気が悪くて出来ず、昼頃に話し合いを開始している。夕方四時頃迄話し合い、仮屋に移動して主食を共にし嶋原役人と夜十時に散開したとの報告であった(覚書によれば、嶋原藩が準備した場所での酒食接待を受け、其後諫早側で酒食の接待をしたと記載がある)。今回の一件は双方合意に至ったということで、石橋三右衛門は直ぐに佐賀に報告して案文を要求している。だが、この日の日記にも「合意に至った」とのみ書いてあるが、詳細はなく非常にそっけない内容である。

十月二十二日の条に石橋三右衛門の最終報告書が記載されている。

「一筆啓上仕候私領唐比村方嶋原御領御境目論所内濟二付

(中略)

双方立會を以新御境筋相極候所境筋相懸候松木壹本有之候を双

方江伐分ケ左候而道取付ニ石式ツ埋塚ニケ所築之先年取遣之書状贈答手形等元之通取戻證文取替迄無別条相澄申候

嶋原役人方飾置候琅所江相招候ニ付罷出候處種々酒肴茶懸料理等差出候右之末此方假屋ニも相招相應之酒食差出候

(中略)

右之通差分相濟ニ付而ハ新境場所繪図仕立致懸儀候處嶋原御領方も今日方繪図致掛候ニ付此方之儀者見合居阿なた相澄候上相調申心得ニ御座候

右之趣為可申上如斯御座繪図偕又見分等相濟候上罷帰委細御達可仕候 恐惶謹言

十月十九日 石橋三右衛門

坂部次郎左衛門様

中野兵衛門様

深堀頼母様

最終的な合意内容は、

① 領境石から下道の分岐点の所まで直線を引き、新規に領境とする。

② 領境上に二基の三角形の舩塚を築き、その上に杉の木を植える。日記には無いが覚書には、舩(もやい)塚を設置する理由が記載してある。通常塚の形状は、諫早○、島原□であるが、「其通ニ而者一手限之様ニ相成候ニ付」となっていて、継続して一緒に管理するのが目的と言っているのであろうか。「く

にざかいの碑」には舩塚は重要な塚との記載がある。

③ ①の分岐点には印の石を島原と諫早それぞれで一個づつ埋める。

④ 塚とその上の木、分岐点の石は永続して共同で管理する。

⑤ この境に関する以前に取り交わした文書は全て返却する。

これらから見ると、同時期に起こった網場との領境問題と異なり、素早く二ヶ月ほどで文書の取り交わしが為され、交渉が終わっている。管理職侍から下の百姓まで全員が納得して合意する必要があり、網場での係争でも百姓が納得して理解し、取り決めに遵守する必要がある旨が書かれてある。ここに侍が強権を奮っている姿は全く見られないどころか、必死に百姓共に理解してもらおう様努力している姿しか見られない。また、島原藩との合意の際にお互いに酒食を共にして平和的に問題を解決しようとの努力している姿がみられる。今回の問題で、石橋三右衛門としても胃が痛くなる問題が一つ完全に終了して、胸を撫で下ろしたことだろう。さぞ、この日のお酒がうまかったことだろうと思う。自分としては②の「継続して一緒に管理したい」という想いと、内済とするための石橋三右衛門の想いが非常に心に残った。

嶋原領愛津村と諫早私領唐比村と御境目立木之内松木式本安永六年酉七月大風之節風倒ニ相成候御境木ニ候得者双方江伐分之通愛津村境心遣代右衛門唐比村同松左衛門申談置候處其以後代右衛門方申聞候者右風折木之儀愛津村地内立木ニ付彼方より伐取申儀候御境筋之義候条立會呉候様庄屋方申之段申候ニ付其儀者難心得候いつ連御境木候得者双方より夫丸等差出伐分之通無之而不相叶旨段々取合候半愛津村之者共扱而斧立致候故唐比村方数人罷越差留候得共不聞入ニ付唐比村夫丸数拾人ニ而伐懸候得共向方之夫丸者漸々引退候故右木式本共ニ伐倒唐比村持帰候其未取合ニ相成右御境目之儀唐比村方者御石碑方打追松木境と申愛津村方者二十ヶ年前倒木分伐いたし候跡江見渡御境目と申双方及異論候末同八年亥十月十八日佐嘉嶋原役人場所出會内済申談右御境目被相極候一通左ニ

佐嘉方出會人数

御境目役

石橋三右衛門

郡目付

南里弥平次

御境目方手元役

高岸助十

同下役

福岡良左衛門

唐比村愛津村御境目論所内済覺書 写 全文 (翻刻)

安永八亥年

諫早私領大庄屋

勝良慶右衛門

唐比村庄屋

圓右衛門

同境目役

松左衛門

唐比村横目

源右衛門

同咄

文右衛門

同頭百姓

甚右衛門

権十

和平次

右之外塚築其外二付而人方有之候二付双方申談百

姓氏拾人程罷出候

一 嶋原領方出會人数

境目役

平野利左衛門

付役

山田善助

中嶋平大夫

中村小源太

愛津村庄屋

深浦九郎左衛門

同乙名

甚右衛門

又六

同百姓惣代

利平次

平左衛門

清之允

右之外塚築其外二付而申談人数罷出候

一 御境石碑中央方繩を引松山下道取付之所中墨江目印竹を立引渡

見通御境ニ被相極候尤右下道之儀前々方双方道分ヶ境ニ付此通

被相決候事

附道取付之所江双方方石壺ツ宛埋置候事

一 右御境筋江双方方塚ニヶ所新規ニ築之其上ニ枚木壺本宛植之右

杉立枯或風折根返シ等ニ相成候節ハ其木双方江分ヶ取之其跡江

杉植継候事

一 山王山筋其外御境塚之儀佐嘉領者丸嶋原領ハ角ニ有之候得共其

通ニ而者一手限之様ニ相成候ニ付右塚之儀ニツ共三角ニベ双方

舩塚ニ築之候事

一 御石碑方松山下道埋石迄間数三拾六間四尺之事

但七尺之儀六尺五寸ニ候得共嶋原領ニ而六尺三寸相用
候段申候付勝手次第何通ニも庄屋共申談候様いたし彼
領方申候通相決六尺三寸尔して書載之通

一 右御境筋見通ニ當り候松木老本有之候ニ付双方江伐分ニ相成候
尤圖取い多し候處根之方此方江請取候事

附右見通筋三尺程小柴類伐除双方江等分ニ分ケ取候事

一 先年愛津村方立會奈しニ伐取候松木唐比江取超置候者此節内濟
ニ不及沙汰由ニ而唐比村江被相渡候事

一 右場所西野方江仮屋飾薄縁敷入御紋付幕

張り夜ニ入候付御紋付指挑灯燈之双方役人出會ニ而證文為取替
有之候尤提鈴之仕組ニ而酒食差出庄屋村役等も勝手ニ而酒食等
差出候事

附愛津村江も同日相扣酒食差出候尤此方庄屋村役等も

罷出是又同断之事

一 去ル年互ニ及取合候贈答一通不殘同日双方江取戻ニ相成ニ付庄

屋方庄屋江引渡候事附明和五年子四月同所御境木之内

愛津村庄屋所入方有之由ニ而伐取候末無調法之段同村

境目心遣太右衛門方誤證文差出其木ハ唐比村江引取度

候右太右衛門手形之儀も本文同様差返候事

一 此節取替相成候證文左之通

為取替證文之事

嶋原御領分肥前國高来郡愛津村佐嘉領同國同郡唐比村御境筋之

儀嶋原御領にて者宇土山与御申佐嘉ニ而者玉橋之内杭木山与申
所右境迄双方村方内々異論等茂有之候故今般嶋原佐嘉御役人中
御熟談之上御境筋御改御双方御領分境ニ立有之候御石碑中央方
松山下之道中墨江見通御境筋御立被成候尤右道ハ從前々双方道
分境ニ付右之通御極被成候依之右見通三拾六間四尺之所双方よ
り新規塚ニケ所築之塚上ニ杉木老本宛植立被仰付候

但道取付之所双方より石老ツ宛埋之中墨之極ニ致候事

一 右之通向後御境目へ相極塚上之枚立枯或風折根返等ニ相成候者
其木双方江分取之其跡へ申合植繼右塚崩損候節者双方出會修理
相整可申候然上者御境筋為欲然紛敷儀無之候間右之通無違失永
相守可申候為後證一札為取替候所如件

松平肥前守領分

肥前國高来郡唐比村

頭百姓

安永八年亥十月十八日

和平次

同

権十

同

甚右衛門

嗜

文右衛門

横目

源右衛門

境目役

松左衛門

庄屋

圓右衛門

大庄屋

勝良慶右衛門

松平飛禪守様御領分

肥前國高来郡愛津村

庄屋

深浦九郎左衛門殿

乙名

甚右衛門殿

同

又六殿

百姓惣代

利平次殿

同

平左衛門殿

同

清之允殿

一 向方之證文當名之人数印形ニ而同様之意味書載之事

一 今般境筋之繪図別紙副之置候也

一 諫早私領方内證為心遣罷出候人数

境方役

西山与兵衛

公文内藏之允

江口右馬助

宮崎此西

仕出方

江口郡兵衛

〔参考文献〕

諫早市史第二卷 昭和三十年八月二十五日発行

森山町郷土誌 昭和六十年一月一日発行

改訂増補 森山町郷土誌 平成十六年三月三十一日発行

愛野町郷土誌 昭和五十八年四月一日発行

肥前鍋島家分限帳 平成六年三月一日発行

九州天領の研究 昭和五十一年三月二十日発行

長崎談叢第五十九輯 昭和五十一年六月十五日発行

関所で読み解く日本史 著者・河合敦 令和三年十月三十日発行

島原藩主監視の道 平成十三年五月十三日発行

穂波第四号 昭和三十年三月五日発行

くにざかいの碑 昭和五十八年十一月十二日発行

付属絵図と現在の位置関係

